

令和5年度 市民税・県民税申告の手引き **新潟市** (令和4年分所得)

● **市民税・県民税を減額するためには、追加する控除を申告する必要があります。**※所得金額が均等割課税及び所得割課税の基準金額（税金上の扶養親族の数等により基準金額は変わります。）に満たない人は申告しても減額にならない場合があります。

1 市民税・県民税の申告が不要な人

① **所得税の確定申告書を提出する人**（所得税の申告義務がある人、所得税の還付申告をする人など）

例）給与所得者で年末調整をしていない人（年の途中で退職し年末調整していない人）
例）公的年金等の収入が400万円以下の人又は給与所得者（年末調整済）で、その他の所得が20万円を超える人

※確定申告の提出が必要な要件について、詳しくは税務署の確定申告の手引きをご参照ください。

- ② 給与所得のみの人で勤務先から新潟市へ給与支払報告書が提出されている人
- ③ 公的年金等のみの人（遺族年金・障害年金を除く）で支払先から新潟市へ年金支払報告書が提出されている人
- ④ 上記①、②、③の扶養親族となっている人（新潟市以外で課税されている人の扶養親族の場合は申告が必要です。）

2 市民税・県民税の申告が必要な人（上記1の人は除く）※原則、令和5年1月1日現在の住所地で申告をすることになります。

- ① 事業・農業を営んでいた人
- ② 地代・家賃収入があった人
- ③ 配当収入（住民税が源泉徴収されていないもの）があった人
- ④ 遺族年金や障害年金のみの受給者
- ⑤ 雇用保険（失業給付）のみの受給者
- ⑥ 育児休業中の人
- ⑦ 休職・求職中の人
- ⑧ 扶養や仕送りを受けていた人
- ⑨ 預貯金で生活していた人など

※申告がないと不都合が生じることがあります。
○国民健康保険などの各種保険料や保育料・医療費の自己負担割合・児童手当や教育関係支援金など、市の各種制度の算定や判定に所得金額や税額が使用されています。

3 市民税・県民税の申告をした方がいい人 ※所得税の精算（＝確定申告）は不要だが、追加する控除がある人など。

- ① 年末調整済の給与所得者や公的年金等受給者で、**所得税の精算は必要ないが追加する控除がある人**
- ② 公的年金等受給者で、**公的年金等の収入金額の合計が400万円以下かつ他の所得が20万円以下の人**で追加する控除がある人

例）年末調整済の給与所得者で、住宅借入金等特別控除があり源泉徴収税額が「0円」の人で、医療費控除を追加で申告する。
例）公的年金等のみ（収入金額の合計が400万円以下）の人（所得税の還付なし）で、配偶者控除や障害者控除を追加で申告する。

③ **特定配当等に係る所得・特定株式譲渡所得金額に係る所得があった人で確定申告をする人のうち、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択する人**（特定配当及び源泉徴収選択口座で管理しているものが対象）
※**確定申告書の住民税に関する事項で「特定配当等の全部の申告不要」に○をつけた場合は市民税・県民税申告書の提出は不要です。**
※**市民税・県民税の納税通知書が送達される前に申告する必要があります。**
※**特定口座年間取引報告書等の写しと確定申告書の本人控の写しを添付してください。**

例）確定申告で特定配当等に係る所得・特定株式等譲渡所得金額に係る所得を申告し所得税の還付を受けます。（源泉徴収：所得税15.315%、住民税5%）
市民税・県民税では確定申告で申告した下線部の所得金額全てについて「**申告不要制度**」を選択します。（源泉徴収されている住民税で完結となります。）
⇒市民税・県民税の所得の合計額には特定配当等に係る所得・特定株式等譲渡所得金額に係る所得は計上されません。
これに伴い市民税・県民税の所得の合計額を使用している国民健康保険料や介護保険料などの算定にも入りません。市民税・県民税における配偶者控除や扶養控除の所得判定の際も同様です。

上記例の「申告不要制度」の記入例 申告書裏面の「9」①の希望する□に✓をつけます。
課税方式を個別に選択したい場合は「その他」の□に✓をつけ内容を記載し、選択内容がわかるものを添付してください。

4 市民税・県民税の申告書について

- ① **新潟市ホームページで申告書の作成ができます。「個人住民税額の試算と申告書の作成」ページをご覧ください。**
▷ <http://www.city.niigata.lg.jp/>
- ② **申告に必要なもの（添付書類チェック表）は、申告書＜提出用＞の右ページをご覧ください。**
・申告書には、本人・配偶者・扶養親族の個人番号の記入が必要です。
・代理人による申告の場合は、本人と代理人の身元確認書類の提出が必要です。
・郵送する人で添付資料の返却や申告書の写しをご希望の場合は、返信用封筒（切手を貼ったもの）とその旨のメモ等を同封してください。

5 申告のお問い合わせ先 ※お住まいの区の担当係又は税務署にお問い合わせください。

- **市民税・県民税の申告について**
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階 新潟市市民税課
＜中央区・南区＞市民税第1係 025-226-2245
＜東区・江南区＞市民税第2係 025-226-2365
＜西区・西蒲区＞市民税第3係 025-226-2370
＜北区・秋葉区＞市民税第4係 025-226-2375
- **確定申告（所得税）について**
＜対象区：北区・東区・中央区・江南区・南区・西区＞
新潟税務署 025-229-2151
＜対象区：秋葉区＞ 新潟税務署 0250-22-2151
＜対象区：西蒲区＞ 巻税務署 0256-72-2355

● 収入及び所得について

所得の種類		令和4年分の所得で該当するものを申告書に記入してください。	
① 事業等	販売業、製造業、飲食店業、建設業、サービス業などの営業及び医師、弁護士、外交員、集金人などの事業から生じる所得	⑥ 給与	給与（パート、アルバイトを含む）賃金、賞与による所得 (左下の「給与所得の計算表」から計算します。)
② 農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生じる所得	⑦ 公的年金等	公的年金等（厚生年金、国民年金、共済年金、恩給など）による所得 (右下の「公的年金等に係る雑所得の計算表」から計算します。)
③ 不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得	⑧ 雑業務	原稿料・講演料又はネットオークションを利用した個人取引などの副収入による所得 (収入金額－必要経費＝所得金額となります。)
④ 利子	公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得 昭和63年4月1日以降の期間に対応の利子等は原則として5%の特別徴収（利子から天引き）による分離課税のため、申告の必要はありません。	⑨ その他	生命保険の年金など上記①～⑧及び⑩のいずれにも該当しない所得 (収入金額－必要経費＝所得金額となります。)
⑤ 配当	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配などによる所得 上場株式分は原則、申告不要です。（※所得税15.315%、住民税5%が源泉徴収されています。） 所得税の還付を受ける人は、左面3③を参考にしてください。	⑩ 総合譲渡	土地、建物、有価証券以外の資産（営業権、車両、機械器具など）の譲渡による所得で、所有期間によって長期（5年超）と短期（5年以内）に区分されます。
		一時	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金などのような一時的な所得 ※ 総合長期、一時は「収入金額－必要経費－特別控除（最高50万円）」の1/2が課税対象です。

給与所得の計算表

(A) 給与等の収入金額の合計	円
給与等の収入金額の合計	給与所得の金額 (1円未満切捨)
～ 550,999 円	0 円
551,000 ～ 1,618,999 円	(A) - 550,000 円
1,619,000 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 ～ 1,799,999 円	(A) ÷ 4 = (B) ※(B)は千円未満切捨
1,800,000 ～ 3,599,999 円	(B) × 2.4 + 100,000 円
3,600,000 ～ 6,599,999 円	(B) × 2.8 - 80,000 円
6,600,000 ～ 8,499,999 円	(B) × 3.2 - 440,000 円
8,500,000 ～ 円	(A) × 0.9 - 1,100,000 円
	(A) - 1,950,000 円

○ (A) 給与等の収入金額を左の表にあてはめて計算し、「2 所得金額」の⑥に転記してください。
1 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合は、給与所得から[給与等の収入金額 (1,000万円上限) - 850万円] × 10%を控除した金額を申告書「2 所得金額」の⑥に転記してください。
・23歳未満の扶養親族を有する
・本人が特別障害者である
・特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有する
⇒該当する場合は、申告書裏面「16 所得金額調整控除に関する事項」を記入してください。
2 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方に金額があり、その合計が10万円を超える場合は、次の式により計算した金額を申告書「2 所得金額」の⑥に転記してください。
⑥ = 「給与所得の計算表」で計算した金額 - 「給与所得の計算表」で計算した金額 (10万円限度) + 「公的年金等に係る雑所得の計算表」で計算した金額 (10万円限度) - 10万円
※1の適用がある場合は、その後控除します。

公的年金等に係る雑所得の計算表

(C) 公的年金等の収入金額の合計	円
公的年金等の収入金額の合計	雑所得の金額 (1円未満切捨)
～ 1,100,000 円	0 円
1,100,001 ～ 3,299,999 円	(C) - 1,100,000 円
3,300,000 ～ 4,099,999 円	(C) × 0.75 - 275,000 円
4,100,000 ～ 7,699,999 円	(C) × 0.85 - 685,000 円
7,700,000 ～ 9,999,999 円	(C) × 0.95 - 1,455,000 円
10,000,000 ～ 円	(C) - 1,955,000 円
～ 600,000 円	0 円
600,001 ～ 1,299,999 円	(C) - 600,000 円
1,300,000 ～ 4,099,999 円	(C) × 0.75 - 275,000 円
4,100,000 ～ 7,699,999 円	(C) × 0.85 - 685,000 円
7,700,000 ～ 9,999,999 円	(C) × 0.95 - 1,455,000 円
10,000,000 ～ 円	(C) - 1,955,000 円

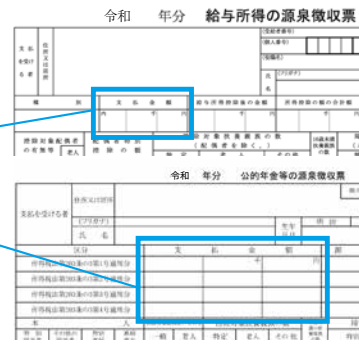
○ (C) 公的年金等の収入金額を上記の表にあてはめて計算し、申告書「2 所得金額」の⑦に転記してください。
○公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合はお問い合わせください。

前年収入があった人 ⇒ 申告書の裏面に内訳を記入します。

給与、公的年金等

記入例

7 収入の内訳	収入の内訳	収入金額
所得の種類	支払者名・法人番号又は所在地等	収入金額
給与	株○商事	200,000 円
雑(年金)	厚生労働省	600,000 円
雑(年金)	○共済組合	2,045,836 円



「7 収入の内訳」に
源泉徴収票より支払者と収入金額等を転記します。

事業、不動産

帳簿や領収書等より、収入（売上）金額と必要経費の金額を「11 事業（営業等・農業）所得に関する事項」や「12 不動産所得に関する事項」に記入します。10万円以上の償却資産（備品等）を購入した場合は、「13 減価償却費の計算」を記入します。

寄附金控除を受ける人 ⇒ 申告書の裏面の14、15に記入します。

「14 寄附先に関する事項」及び「15 寄附金に関する事項」の2つを記入します。
※都道府県・市区町村分（特例控除対象）のワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例申請）は申告書を提出すると無効になりますので、**寄附した全額を申告**します。
※寄附をした都道府県・市区町村が特例控除対象かどうかは総務省のホームページ等で確認できます。

15 寄附金に関する事項			
都道府県・市区町村分（特例控除対象）	住所地の共同基金・日本支部・都道府県・市区町村分（特例控除対象）	住所地の条例指定分（社会福祉法人・学校法人等）	
50,000 円	円	新潟県分 円	新潟市分 円

記入例は都道府県・市区町村（特例控除対象）へ50,000円の寄附をした場合

収入なし、非課税所得のみなどの人 ⇒ 申告書の裏面の17に記入します。

「17 前年中所得のなかった人などの記入欄」の該当するところを記入します。

記入例は育児休業中で前年収入がなかったため夫の扶養となっていた場合

17 前年中所得のなかった人などの記入欄	
① 非課税所得により生活している	該当のものをご記入ください。 遺族年金・障害年金・雇用保険・その他()
② 令和5年1月1日現在他市町村に居住していた	令和5年1月1日現在の住所 住所 ○○市○区・町 電話 022-000-0000
③ 右記の者から扶養又は仕送りを受けている	氏名 新潟 太郎 生年月日 S60・6・6 続柄 夫
④ その他の事情（生活費の状況など）	該当のものをご記入ください。 預貯金 その他 (育児休業中)

● 所得から差し引かれる金額（所得控除）について

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする親族のためにあなたが支払った社会保険料
※**給与や年金から天引きされている保険料は、親族の申告には使えません。**（本人のみ使用可）
○ 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金・社会保険・厚生年金・雇用保険などの保険料

⑭ 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済法に基づく共済掛金（旧第二種共済掛金は除く）・心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金加入者掛金

⑮ 生命保険料控除

あなたや配偶者、その他の親族を受取人とするあなたが支払った生命保険料等
※平成24年1月1日の前（旧契約）以後（新契約）で、計算式及び控除限度額が異なります。
○ 一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料

⑮ 生命保険料控除額の計算			
一般生命保険料		個人年金保険料	
A新保険料 ⑮A	円	C新保険料 ⑮C	円
B旧保険料 ⑮B	円	D旧保険料 ⑮D	円
Aの金額を右記の表（新契約用）から計算した金額		Cの金額を右記の表（新契約用）から計算した金額	
Bの金額を右記の表（旧契約用）から計算した金額		Dの金額を右記の表（旧契約用）から計算した金額	
A + イ		オ + カ	
イとウのいずれか大きい金額		カとキのいずれか大きい金額	

⑯ 地震保険料控除

あなたや配偶者、その他の親族が所有する家屋や家財に対するあなたが支払った地震等損害部分の保険料（1年契約の火災保険は対象となりません）
○ 地震保険料・旧長期損害保険料（※同一保険契約で左記2つが該当する場合はどちらか一つの選択となります。）

⑯ 地震保険料控除額の計算	
A 地震保険料の合計額 ⑯A	円
B 旧長期損害保険料の合計額 ⑯B	円
C	Aの金額
地震保険料控除額	
A × 0.5	
D	Bの金額
旧長期損害保険料控除額	
B × 0.5 + 2,500円	
15,001円～	
10,000円	
E	C + D
地震保険料控除額（最高25,000円）	
円	

申告書「4 所得から差し引かれる金額」の「⑯」に「E」の金額を転記してください。
※平成18年までに締結した旧長期損害保険料は従前どおり適用

記入例	
⑯ 地震保険料控除	地震契約分の支払保険料合計額 ⑯A 60,000円
	旧長期契約分の支払保険料合計額 ⑯B

⑳ 障害者控除

あなたや同一生計配偶者、扶養親族（16歳未満含む）が障がい者の場合、障害者手帳又は障害者控除対象者認定書（各区健康福祉課が発行）が必要

ア 特別障害者（下記イ）以外の人 ⇒ その他障害者
イ 身体障害者手帳1～2級・療育手帳A判定・精神障害者保健福祉手帳1級の人など ⇒ 特別障害者
ウ 特別障害者のうち、あなたや配偶者、生計を一にするその他親族と同居している人 ⇒ 同居特別障害者

記入例			
⑬ 社会保険料控除	国民健康保険料	介護保険料	国民年金保険料
	160,000円	69,690円	
	後期高齢者医療保険料	その他(源泉徴収票より)	合計
		5,000円	234,690円

記入例	
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	支払った共済等掛金の名称
	心身障害者扶養共済掛金
	支払った共済等掛金の合計額
	36,000円

記入例			
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料合計額	旧生命保険料合計額	介護医療保険料合計額
	⑮A 66,000円	⑮B 60,000円	⑮E 20,000円
	新個人年金保険料合計額	旧個人年金保険料合計額	
	⑮C	⑮D 120,000円	

新契約用	
① 12,000円以下	支払額の全額
② 12,001円～32,000円	支払額×0.5+6,000円
③ 32,001円～56,000円	支払額×0.25+14,000円
④ 56,001円以上	28,000円

旧契約用	
⑤ 15,000円以下	支払額の全額
⑥ 15,001円～40,000円	支払額×0.5+7,500円
⑦ 40,001円～70,000円	支払額×0.25+17,500円
⑧ 70,001円以上	35,000円

エ+ク+ケ	コ	生命保険料控除額（最高70,000円）	円
-------	---	---------------------	---

申告書「4 所得から差し引かれる金額」の「⑮」に「コ」の金額を転記してください。

⑰ 寡婦控除
ア 合計所得金額が500万円以下で、夫と死別（生死不明含む）後、その年の年末において婚姻していない女性
イ 合計所得金額が500万円以下で、子以外の扶養親族を有し、夫と離別後、その年の年末において婚姻していない女性
※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

⑱ ひとり親控除

合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有し、その年の年末において婚姻していない人又は配偶者の生死が不明な人
※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

㉑ 勤労学生控除

大学・各種学校等（要件あり）の学生又は生徒で、自己の勤労に基づく事業所得・給与所得・退職所得・雑所得があり、かつ合計所得金額が75万円以下で、自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の人
※各種学校・専修学校の生徒や職業訓練法人の認定職業訓練を受けている人は、その学校や法人から交付される証明書が必要（年末調整で控除をつけた場合、証明書は不要）

⑰ 寡婦・⑱ひとり親控除額		⑲ 勤労学生控除額	
寡婦控除	260,000円	勤労学生控除	260,000円
ひとり親控除	300,000円		

記入例	
⑰～⑲ 基礎控除の引除対象者	⑰ <input checked="" type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚
	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除 <input checked="" type="checkbox"/> 勤労学生控除
	〇〇大学

⑳ 障害者控除額	
障害者控除	その他障害者 260,000円
	特別障害者 300,000円
	同居特別障害者 530,000円

記入例	
㉑ 障害者控除	氏名 新潟 太郎
	障害の種類と程度 身体・精神・療育その他() 2級
	氏名 新潟 ハナ
	障害の種類と程度 身体・精神・療育その他(認定書 特別障害) 1級

㉒ 配偶者控除

生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者（事業専従者を除く）を「同一生計配偶者」と言います。同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合が「控除対象配偶者」となります。（900万円超の人は控除額が変わります。）

ア 70歳未満（昭和28年1月2日以後生まれ）の配偶者 ⇒ 一般の控除対象配偶者
イ 70歳以上（昭和28年1月1日以前生まれ）の配偶者 ⇒ 老人の控除対象配偶者
※合計所得金額が1,000万円を超える人で、同一生計配偶者がいる人は、申告書の□に✓を記入してください。（配偶者控除は対象となりませんが、㉑の障がい者に該当する場合、障害者控除は対象となります。）

㉓ 配偶者特別控除

合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下のとき、あなたと配偶者の所得金額に応じて控除額が変わります。

記入例	
㉒～㉓ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名 新潟 緑子
	配偶者の合計所得金額 ㉒A 623,580円
	生年月日 平成 23-3-3
	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5
	別居の場合の住所

㉔ 扶養控除

あなたと生計を一にする親族（配偶者を除く）で、合計所得金額が48万円以下の扶養親族

ア 下記イ・ウ・エ以外の人（16歳未満を除く） ⇒ 一般扶養
イ 19歳以上23歳未満（平成12年1月2日～平成16年1月1日生まれ）の人 ⇒ 特定扶養
ウ 70歳以上（昭和28年1月1日以前生まれ）の人 ⇒ 老人扶養
エ 老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者と同居している人 ⇒ 同居老親等扶養

㉕ 基礎控除

㉕ 基礎控除	
合計所得金額	控除額
24,000,000円以下	430,000円
24,000,001円～24,500,000円以下	290,000円
24,500,001円～25,000,000円以下	150,000円
25,000,001円以上	0円

㉔ 扶養控除額	
一般扶養	330,000円
特定扶養	450,000円
老人扶養	380,000円
同居老親等扶養	450,000円

㉖ 雑損控除

災害（震災・火災・落雷等）や盗難、横領により住宅や家財等に損害を受けた場合（日常生活に通常必要な資産の損害が対象となります。）

記入例			
㉖ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	火災	令和4・〇〇・〇〇	家屋・家財
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失のうち災害関連支出の金額
	㉖A 15,000,000円	㉖B 12,000,000円	㉖G 100,000円

㉗ 医療費控除

あなたや生計を一にする親族のために、令和4年中に支払った医療費・治療費・薬代等※「従来の医療費控除」が「セルフメディケーション税制」どちらかの選択となります。

○医療費控除の明細書の添付が必要。なお、医療保険者等が発行する医療費通知を添付する場合は、医療費控除の明細書への記入を一部省略できます。（領収書の添付・提示のみでは申告できません。）
○医療費の領収書は添付不要ですが5年間保存してください。
○医師、歯科医師による診療や治療の費用（通院費、入院費、入院に伴う部屋代・食事代、義足・義歯の購入など）
○あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる治療のための施術の費用
○助産師による分べんの介助の費用
○治療や療養に必要な医薬品の購入費
○病院や診療所、助産所などへの通院にかかった費用（バス・電車などの公共交通機関の費用）
※タクシー代は、公共交通機関が利用できない場合や緊急を要する場合以外は一般的には対象になりません。

●セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）
健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組（健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診）を行っている人が、特定一般用医薬品等（医師の処方による医薬品から薬局で購入できるような転用された医薬品）を購入した場合に受けられる控除です。（対象商品はレシート等に表示があります。）

㉒～㉓ 配偶者控除額・配偶者特別控除額の計算		
A	配偶者の合計所得金額 ㉒A	円
B	あなたの合計所得金額	円

合計所得金額 = 前年度損失等の繰越控除前の総所得金額 + 退職所得 + 山林所得 + 申告分離課税（土地・建物の譲渡所得は特別控除前）の合計額

C 配偶者控除額	
Aが48万円以下かつBが1,000万円以下	円

申告書「4 所得から差し引かれる金額」の「㉒」に「C」の金額を転記してください。

D 配偶者特別控除額	
Aが48万円超133万円以下かつBが1,000万円以下	円

申告書「4 所得から差し引かれる金額」の「㉓」に「D」の金額を転記してください。

あなたの合計所得金額 B			
		900万円以下	950万円超 990万円以下
配偶者控除 C	一般の控除対象配偶者（70歳未満）	330,000円	220,000円
	老人の控除対象配偶者（70歳以上）	380,000円	260,000円
配偶者特別控除 D	48万円超 100万円以下	330,000円	220,000円
	100万円超 105万円以下	310,000円	210,000円
	105万円超 110万円以下	260,000円	180,000円
	110万円超 115万円以下	210,000円	140,000円
	115万円超 120万円以下	160,000円	110,000円
	120万円超 125万円以下	110,000円	80,000円
	125万円超 130万円以下	60,000円	40,000円
130万円超 133万円以下	30,000円	20,000円	
133万円超	0円	0円	

あなたと生計同一配偶者の合計所得金額を上記の表にあてはめて計算してください。

記入例		氏名	生年月日	続柄	同居・別居の区分	別居の場合の住所
㉔ 扶養控除	1	新潟 太郎	平成 23-7-5	父	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	
	2	新潟 ハナ	明 15-5-6	祖母	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	新潟市〇区〇〇1-2-3〇〇〇
	3	個人番号			<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
16歳未満の扶養親族	1	新潟 愛	平成 19-6-8	子	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	
	2	個人番号			<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
	3	個人番号			<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

㉖ 雑損控除額の計算				
A	損害金額の合計額 ㉖A	円	E D × 0.1	円
B	保険金などで補填される金額 ㉖B	円	F C - E	円
C	A - B（差引損失額）	円	G Cのうち災害関連支出の金額 ㉖G	円
D	申告書㉖の金額 + 退職所得 + 山林所得	円	H G - 5万円	円
	※	円	I FとHのいずれか多い方の金額	円
			雑損控除額	円

申告書「4 所得から差し引かれる金額」の「㉖」に「I」の金額を転記してください。
※当該金額の計算で申告分離課税（土地・建物の譲渡所得）の所得がある人は、それらの所得金額（特別控除前）の合計額を加算します。

●セルフメディケーション税制を選択された場合は次の式で計算します。

支払った特定一般医薬品等購入費	-	保険などで補填される金額	-	12,000円	=	医療費控除額（最高88,000円）
-----------------	---	--------------	---	---------	---	-------------------

記入例

㉗ 医療費控除	<input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制を選択する場合は✓を記入してください	支払医療費又は医薬品等購入費 ㉗A 350,000円	保険金などで補填される金額 ㉗B 50,000円
---------	--	----------------------------	--------------------------